

湖北地域消防本部人事行政の運営等の状況の報告

地方公務員法第58条の2及び湖北地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年度の湖北地域消防本部における人事行政の運営等の状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
2. 職員の給与の状況
3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
5. 職員のサービスの状況
6. 職員の研修及び勤務成績の人事評価の状況
7. 職員の福祉及び利益の保護の状況
8. 消防本部消防職員委員会の状況
9. 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況

平成29年度における職員の採用については、1次試験を平成28年9月18日に、2次試験を平成28年10月25日にそれぞれ実施し、新たに7人の職員を採用しています。

(2) 再任用制度の実施状況

再任用制度とは、地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができる制度です。

平成29年度において、再任用制度の実施はありません。

(3) 職員の退職等の状況 (平成29年度中)

退職区分	人 数
定年退職	1 人
勸奨退職	人
普通退職	人
分限免職	人
懲戒免職	人
死亡退職	人
合 計	1 人

(4) 職員の在職状況 (平成29年4月1日現在)

消防吏員 218人 (県防災航空隊1人、県消防学校1人の派遣者を含む)
事務吏員 2人

(5) 職員階級別年齢構成

(平成29年4月1日現在)

階 級 年 齢	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	事 務 職 員	合 計
20 歳未満								3		3
20～25 歳未満								16		16
25～30 歳未満							17	10		27
30～35 歳未満						17	2			19
35～40 歳未満					7	37				44
40～45 歳未満				8	38	5			1	52
45～50 歳未満				16	6					22
50～55 歳未満			4	16						20
55 歳以上	1	5	9	1					1	17
計	1	5	13	41	51	59	19	29	2	220
平均年齢	57.0	57.8	55.1	48.2	41.6	36.0	28.2	23.2	49.0	39.0

２．職員の給与の状況

（１）人件費の状況

平成２９年度の湖北地域消防組合の人件費の状況は、次のとおりです。

歳出額（Ａ）	人件費（Ｂ）	人件費率（Ｂ／Ａ）
2,728,175 千円	1,867,527 千円	68.45%

※退職手当組合負担金を含む。

（２）職員給与費の状況

平成２９年度の湖北地域消防組合職員の給与費の状況は、次のとおりです。

職員数 対象職員 （Ａ）	給 与 費				１人当たり 給与費 （Ｂ／Ａ）
	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	合 計 （Ｂ）	
220人	803,059 千円	280,334 千円	334,243 千円	1,417,636 千円	6,444 千円

※退職手当組合負担金は含まない。

（３）職員の平均給料月額 （平成２９年４月）

区 分	金 額 等	
行 政 職	平均給料月額	302,813 円
	平均給与月額	393,063 円
	平 均 年 齢	39.0 歳

（４）初任給の状況 （平成２９年度）

区 分	金 額
大学卒	179,200 円
短大卒	162,700 円
高校卒	151,500 円

(5) 職員の級別・職務別平均給料月額状況 (平成29年4月1日現在)

職務級	標準的な職務	職員数	構成比	平均給料額
7 級	消防長、組合事務局長、次長	6 人	2.73%	4 2 3, 2 3 3 円
6 級	課長、担当課長、参事 副署長、分署長、署長補佐	3 5 人	15.91%	4 0 3, 2 0 9 円
5 級	課長補佐、副参事	2 0 人	9.09%	3 7 5, 3 5 0 円
4 級	係長、主幹	5 2 人	23.64%	3 3 3, 3 7 9 円
3 級	主査	5 9 人	26.82%	2 6 9, 0 9 5 円
2 級	係員	1 9 人	8.64%	2 1 2, 1 6 8 円
1 級	係員	2 9 人	13.18%	1 7 9, 8 8 6 円
計		2 2 0 人	100%	3 0 2, 8 1 3 円

(6) 期末、勤勉手当の状況 (平成29年度)

期別支給率		支給率(月分)	備 考
6 月	1 2 月		
2. 0 7 5	2. 3 2 5	4. 4	国の制度と同じ

(7) 定年退職、勸奨退職に係る退職手当の状況 (平成29年度)

区 分	20 年勤続 (月分)	25 年勤続 (月分)	35 年勤続 (月分)	最高限度 (月分)	その他加算措置
支給率等	25. 55625	34. 5825	49. 59	49. 59	定年前早期退職特例 措置 2%~20%加算
国の制度 (支給率等)	25. 55625	34. 5825	49. 59	49. 59	定年前早期退職特例 措置 3%~45%加算

(8) 手当制度の概要 (平成29年4月1日現在)

区 分	支 給 要 件 等
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 ・ 配偶者 月 10,000 円 ・ 子 月 8,000 円 ・ その他 月 6,500 円 (被扶養者のうち15歳～22歳までの子については5,000円加算)
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員に支給 ・ 借家等居住 家賃月額により規定 (上限27,000円)
通勤手当	通勤距離 (片道) が2km以上で、自動車等の交通機関を利用して通勤する職員に支給 (2km未満は支給なし) ・ 通勤距離に応じ2,000円～31,600円を支給
地域手当	給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じて支給 ・ 支給率 2.4%
管理職手当	課長補佐級以上の管理職員に対し支給 ・ 職務 (職名) 及び職務の級に応じ定額支給 支給額 (35,700円～75,200円)
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・ 勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.5倍) ・ 週休日等における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.6倍)
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 ・ 勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍
夜間勤務手当	深夜 (22時から翌朝5時の間) に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給 ・ 勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×0.25倍

特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給 ・夜間特殊勤務手当 勤務 1 回 300 円（通信指令業務のみ） ・救急・救助出場手当 出場 1 回 昼 200 円 深夜 400 円 （救急業務に従事した救急救命士 出場 1 回 昼 350 円 深夜 550 円） ・火災出動手当 出場 1 回 昼 200 円 深夜 400 円 ・はしご車搭乗手当 搭乗 1 回 200 円（地上 10m 以上） ・機関員手当 火災現場での機関業務従事 1 回 300 円 ・潜水業務手当 水難救助活動従事職員 1 回 300 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日、年末年始の休日、勤務日において正規の時間外勤務を行った管理職員に支給 ・課長級 8,000 円 課長補佐級 6,000 円 （勤務時間が 6 時間を超える場合は、上記額の 1.5 倍）

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

○毎日勤務者

- ・ 1日の勤務時間 7時間45分（8時30分～17時15分休憩時間を除く）
- ・ 1週間の勤務時間 38時間45分

○交替勤務者

- ・ 1当務（8時30分～翌日8時30分）の勤務時間 15時間30分
- ・ 勤務サイクルは二部制を導入しており、28日サイクルで4週8休制
- ・ 休憩時間は、1当務8時間30分（仮眠時間6時間を含む）

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成29年中）

区 分	職員数	取得日数	平均取得日数
毎日勤務職員	42人	292日	6.95日
交替勤務職員	176人	1227日	6.97日
職 員 計	218人	1520日	6.97日

(3) 特別休暇の取得状況（平成29年中）

取得した特別休暇の種類	取得者数	延べ日数
職員の結婚	5人	33日
職員の妻の出産	13人	28日
職員の親族の死亡（忌引）	32人	70.5日
職員が夏季の盆等の諸行事、心身の健康維持増進	218人	654日
職員の子の看護	0人	0日
職 員 計	268人	785.5日

(4) 病気休暇

取得者 8人 延べ日数 330日（公務に起因する疾病等を含みます。）

(5) 介護休暇 取得者はありません。

(6) 育児休業 取得者はありません。

4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能力を維持することを目的とし、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

免 職	休 職	降 任	降 給	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対し、同義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とする処分です。

免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5. 職員の服務の状況

地方公務員の服務上の規律について、地方公務員法で定められています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0 人
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0 人
政治行為の制限	職員は政治活動等をしてはならない。	0 人
争議行為の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。	0 人
営利企業等従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0 人
合 計		0 人

6. 職員の研修及び勤務成績の人事評価の状況

(1) 職員研修

職員研修は、地方公務員法第39条及び消防組織法第52条に基づき職員の公務能力向上と人材育成を目的に実施しています。

○ 消防大学校

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
救助科	1 人	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。
火災調査科	1 人	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。

○ 滋賀県消防学校

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
初任科教育	7 人	消防職員として必要な基礎的知識と技能の修得および厳正な規律と旺盛な気力・体力の錬成を図る。
警防科	3 人	警防活動に必要な知識および技能を習得させる。
予防査察科	3 人	予防査察業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
危険物科	3 人	危険物規制業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
救急科	4 人	救急業務に必要な専門的知識および技能を修得させるとともに、救急隊員の資格を付与する。
救助科	3 人	救助業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
初級幹部科	2 人	初級幹部として必要な見識と指導力、執行力および技術を修得させ、人格を養成する。
特別幹部教育	1 人	特別幹部として必要な見識と指導力、執行力および技術力を修得させ、人格と知識を養成する。
水難救助教育	2 人	水難救助業務に関する基礎的知識および技能ならびに必要な法令実務を修得させる。
指揮隊教育	2 人	現場指揮に必要な専門的知識および技能を修得させる。
はしご自動車等操作員教育	4 人	はしご自動車等の取扱いに関する高度な知識を身につけ、安全で円滑な運用技術を習得させる。

○ 救急救命研修所

研 修 名	受講者数	研 修 内 容
救急救命士養成研修	2 人	救急救命士として必要な知識および技術を修得させるとともに、救急救命士の資格を取得させる。

○ その他

研 修 名	受講者数	研 修 先
小型移動式クレーン操作技能講習	6 人	日本クレーン協会滋賀支部
玉掛け技能講習	2 人	日本クレーン協会滋賀支部
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	4 人	滋賀労働基準協会
ガス溶接技能講習	2 人	滋賀労働基準協会
自動車安全運転研修	4 人	クレフィール湖東
小型車両系建設機械特別教育	3 人	コベルコ教習所
救急救命士継続的病院研修	1 7 6 人	長浜赤十字病院、市立長浜病院
第 25 回全国救急隊員シンポジウム	2 人	神戸コンベンションセンター
就業前病院実習	5 人	長浜赤十字病院
気管挿管病院実習	5 人	長浜赤十字病院、市立長浜病院
課長級職員研修	2 人	滋賀県市町村職員研修センター
課長補佐級職員研修	2 人	滋賀県市町村職員研修センター
係長級職員研修（1 部）	2 人	滋賀県市町村職員研修センター
部・次長級研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
例規担当者研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
法制講座（基礎編）	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
法制講座（地方公務員法）	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
法制講座（地方自治法）	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
公会計担当職員研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
訴訟事務担当職員研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
管理職マネジメント研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
技術向上セミナー	3 人	テクノカレッジ米原

(2) 職員の人事評価の状況（平成29年度）

評価の目的	職員の能力開発及び職務改善	
評価方法	能力評価	標準職務遂行能力を評価項目とし、当該評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価
対象職員	一般職の全職員	

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、各種健康診断、予防接種等を行っています。

区 分	受診者	区 分	受診者
定期健康診断	209人	B型肝炎予防接種	24人
特定業務従事健康診断	159人	B型肝炎抗体検査	135人
大腸検診	165人	インフルエンザワクチン予防接種	218人
胃検診	152人	乳がん検診	1人
子宮頸がん検診	1人		

(2) 災害補償の状況

地方公務員災害補償基金滋賀県支部が災害補償の事務を行っています。

公務災害認定件数	2件
----------	----

(3) 共済制度の状況 滋賀県市町村職員共済組合へ加入しています。

(4) 職員互助会の状況 滋賀県市町村職員互助会へ加入しています。

8. 湖北地域消防本部消防職員委員会の状況

(1) 制度の概要

消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員が階級制度のもと厳格な
服務規律と統制のとれた部隊活動を要求される中で、消防職員間の意思疎通を図ると
ともに、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的に
設置され、職員は次の事項について委員会に意見を提出することができます。

- ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び福利厚生に関すること。
- ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

(2) 件数及び処理状況

平成29年度においては1件の意見が提出され、現行のとおりとなりました。

9. 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 制度の概要

懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に
対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求及び異議申立て）をするこ
とができる制度です。（地方公務員法第49条の2）

(2) 件数及び処理状況

不利益処分に関する不服申立て件数	0件
------------------	----